

## 通学路の安全対策について

		対応案	基準等
規制関係	1	信号	・ 1時間の主道路の自動車等往復交通量が原則として300台以上等とともに総合的に交通管理者が判断
	2	歩車分離の信号に変更	・ 状況に応じ総合的に交通管理者が判断
	3	横断歩道	・ 信号機が設置されていない交差点については、原則として車道幅員がおおむね3.5メートル以上等とともに総合的に交通管理者が判断
	4	時間帯通行規制	・ 状況に応じ総合的に交通管理者が判断 ・ 地域、沿道の理解が必要
	5	速度規制、速度規制標識	・ 状況に応じ総合的に交通管理者が判断
設置するもの等	6	段付き歩道	・ 車両の通行や駐車場の出入りに支障が出ない車道幅員（一方通行4m、対面通行で7m）が必要 ・ 段付き歩道は歩道幅が2m以上必要（柵も設置する場合は2.5m以上） ・ 沿道の了解、道路管理上の支障の有無等を勘案し総合的に道路管理者が判断
	7	ガードレール	・ 車両の通行や駐車場の出入りに支障が出ない車道幅員（一方通行4m、対面通行で7m）が必要 ・ 沿道の了解、道路管理上の支障の有無等を勘案し総合的に道路管理者が判断 ・ 地中に基礎を入れる必要があるため、水道等の地下埋設物に影響しないこと （基礎の大きさと深さ）0.5×0.5×1.4m
	8	横断防止柵	・ 車両の通行や駐車場の出入りに支障が出ない車道幅員（一方通行4m、対面通行で7m）が必要 ・ 沿道の了解、道路管理上の支障の有無等を勘案し総合的に道路管理者が判断 ・ 地中に基礎を入れる必要があるため、水道等の地下埋設物に影響しないこと （基礎の大きさと深さ）0.3×0.4×0.49m
	9	車止めポスト	・ 車両の通行や駐車場の出入りに支障が出ない車道幅員（一方通行4m、対面通行で7m）が必要 ・ 沿道の了解、道路管理上の支障の有無等を勘案し総合的に道路管理者が判断 ・ 地中に基礎を入れる必要があるため、水道等の地下埋設物に影響しないこと （基礎の大きさと深さ）0.3×0.3×0.39m
	10	ポストコーン	・ 車両の通行や駐車場の出入りに支障が出ない車道幅員（一方通行4m、対面通行で7m）が必要 ・ 沿道の了解、道路管理上の支障の有無等を勘案し総合的に道路管理者が判断
	11	駒止ブロック	・ 車両の通行や駐車場の出入りに支障が出ない車道幅員（一方通行4m、対面通行で7m）が必要 ・ 沿道の了解、道路管理上の支障の有無等を勘案し総合的に道路管理者が判断 ・ 地中に基礎を入れる必要があるため、水道等の地下埋設物に影響しないこと （基礎の大きさと深さ） 0.35×ブロック延長×0.22m
	12	電柱巻付け表示「通学路」等	・ 電柱設置者（関電、NTT等）の許可が得られた電柱に設置可能

		対応案	基準等
塗 装	13	交差点カラー舗装、交差点十字マーク (三叉路T字マーク)	・状況に応じ総合的に道路管理者が判断
	14	ひし形マーク (この先横断歩道あり)	・状況に応じ総合的に交通管理者が判断
	15	「速度落とせ」路面表示	・状況に応じ総合的に交通もしくは道路管理者が判断
	16	外側線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対面通行：センターラインがある（ない）場合、車道部分を 5.5m（5 m）以上確保必要。</li> <li>・一方通行：車道部分を 3m以上確保必要。</li> <li>・その余剰部分で整備可</li> <li>・新たに塗装する際は沿道の了解が必要</li> </ul>
	17	グリーンライン	・上記に加え、外側線を引いてもなお余剰部分がある場合に整備可